事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 22 年 8 月 17 日

担当部・課：地球環境部 環境管理第一課

１．案件名：

（和文）インドネシア国 気候変動対策能力強化プロジェクト

（英文）Project of Capacity Development for Climate Change Strategies in Indonesia

２．協力概要

（１） プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

本プロジェクトは 3 つのアウトプットから構成されており、①測定・報告・検証（Measurement, Reporting, and Verification：MRV）が可能な国としての適切な緩和行動（Nationally Appropriate Mitigation Actions：NAMA）の策定および開発計画における適応策の主流化[1]（アウトプット 1)、②脆弱性評価[2]の実施（アウトプット 2)、③国家温室効果ガス（Greenhouse Gas ：GHG）インベントリの整備（アウトプット 3）を進めていくことにより、気候変動対策の政策立案およびその基盤となる情報整備にかかる、「イ」国政府の主要官庁および地方政府の能力が強化されることを目指した協力である。

（２） 協力期間：討議議事録（Record of Discussion ： R/D）署名日から 5 年間

（３） 協力総額（日本側）：約 11 億円

（４） 協力相手先機関：

・国家開発企画庁（BAPPENAS：プロジェクト全体の調整、アウトプット 1 の実施）

・気象・気候・地球物理庁（BMKG：アウトプット 2 の実施）

・環境省（KLH：アウトプット 3 の実施）

・国家気候変動委員会（NCCC：UNFCCC のフォーカル・ポイント）

（５） 裨益対象者及び規模、等：

BAPPENAS、BMKG、KLH、NCCC の気候変動対策担当職員

気候変動の緩和策・適応策に係る関係省庁および対象地域における地方政府の担当職員

３．協力の必要性・位置付け

（１） 現状および問題点

インドネシア国（以下「イ」国）の温室効果ガスの排出量は、森林伐採と泥炭地荒廃等による二酸化炭素排出を含めれば、中国、米国、ブラジルに次ぐ世界第四位の規模に達する。今後、経済成長に伴うエネルギー需要の増加により、二酸化炭素排出量はいっそう増加することが懸念されている。「イ」国政府は、気候変動のための国家行動計画（2007 年）を策定し、積極的に気候の安定化に取り組む姿勢を示している。さらに、「イ」国は、2020 年の温室効果ガス排出量を、何も

[1]本評価表においては、「開発計画における適応策の主流化」とは、国や地方レベルの開発計画の策定段階で、気候変動による影響や地域およびセクターの脆弱性を考慮し、適応の考え方を開発計画の内容に反映させていくことを意味する。

[2] 「脆弱性」は、気候変動性や極端な現象を含む気候変化の悪影響によるシステムの影響の受けやすさ、または対処できない度合のことである。脆弱性はシステムが受ける気候変化の特徴・大きさ・速度と、システムの感受性・適応能力の関数である。

対策を講じない場合に比べて 26%削減する自主的な削減目標を設定し、この目標達成のための 7 つの行動を国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）事務局に提出している。ただし、行動の具体的なプロセスやその行動による温室効果ガス削減効果については明示されておらず、MRV 可能な NAMA の策定には至っていない。

また、「イ」国では、温暖化の影響とみられる年間降雨パターンの変化が顕著となっており、特に赤道以南の地域では、乾期の長期化と降雨量の低下、雨期の短期化と集中豪雨の増加等、気候変動リスクが高まると予測されている。将来の気候変動に伴う災害の深刻化・発生頻度の増加は、経済活動の停滞や貧困の増加等の経済的・社会的損失を招き、同国の持続的な開発を脅かす重要なリスク要因となることが懸念されていることから、気候変動の適応の考え方を国および地域レベルの開発計画において主流化していく必要性が指摘されている。

「イ」国政府より 2010 年度新規案件として要請のあった気候変動対策関連の 4 つの技術協力プロジェクトおよび 1 つの長期研修は、いずれも気候変動対策を実施する関係機関の能力強化を目指したものである。各プロジェクトの活動は相互に関連性が高く、一体的な実施により相乗効果の発現が期待できることから、1 つの技術協力プロジェクトとして統合し実施することについて、「イ」国関係機関および我が国関係省庁の合意を得た。4 つのプロジェクトは、統合されたプロジェクトの中にサブプロジェクト 1～4 として位置づけ、本事前評価表においては、それぞれのサブプロジェクト内容をプロジェクトのアウトプット 1～4 として整理した。また、長期研修は投入の一つとして、必要に応じて活動に組み込むこととした。

なお、本プロジェクトにおける詳細計画策定調査は、3 つのサブプロジェクト（サブプロジェクト 1：NAMA 策定および開発計画における適応の主流化にかかる能力強化、サブプロジェクト 2：脆弱性評価実施能力強化、サブプロジェクト 3：国家 GHG インベントリ整備能力強化）を対象として実施された。残す 1 つのサブプロジェクト（サブプロジェクト 4：エネルギー自給村におけるプログラム CDM 促進）については、実施体制および技術的な課題が残されているため、プロジェクト開始後、必要な実施可能性調査を行った上で、サブプロジェクトの目的・成果・活動について再度検討することとしている。よって、本事前評価表は、サブプロジェクト 1～3（アウトプット 1～3）までを対象とする。

（２） 相手国政府の国家政策上の位置付け

「イ」国政府は、2007 年 12 月に UNFCCC 第 13 回締約国会議（COP13）をバリ島で主催し、「気候変動のための国家行動計画」として気候変動の包括的な緩和・適応策の実施に向けた行動指針を発表している。また、2009 年 10 月に発足した第 2 期ユドヨノ政権は 2009 年 12 月にコペンハーゲンで開催された COP15（コペンハーゲン合意）に基づいて、2020 年の温室効果ガス排出量を、何も対策を講じない場合（Business As Usual：BAU）に比べて 26%削減（国際的支援を受けた場合は 41%削減）する自主的な削減目標を設定した。この目標は、最新の国家中期開発計画（2010-2014）の開発目標の記述において、環境分野の部分でも引用されており、第 2 期ユドヨノ政権の重要な政策課題の一つとなっている。

国家中期開発計画の中に気候変動問題を主要課題として継続的に組み込むために、BAPPENAS によって適応策および緩和策にかかるロードマップ：「インドネシア国気候変動ロードマップ（Indonesia Climate Change Sectoral Roadmap：ICCSR)」が策定された。ICCSR では、中央省庁

や各関係機関の体制強化を進めることにより、気候変動の影響を事前に対処することを目指しており、2020 年までに BAU 比で 26%の GHG 排出を削減するための政策指針として活用されることになっている。また、環境省の 5 カ年開発計画（2010-2014）では、人材の能力強化を進めるとともに、環境分野の管理体制を改善すること、ならびに環境関連データ・情報の質およびそのアクセスを改善することが謳われている。

（3） 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

外務省の「対インドネシア国別援助計画」（2004 年 11 月）では、3 つの重点分野（「三つの柱」）の一つに「民主的で公正な社会造り」を掲げており、その支援の一環として、「環境保全・防災」が謳われている。気候変動問題が深刻化する中、「クールアース 50」（2007 年 5 月）および「クールアース推進構想」（2008 年 1 月）を踏まえ、「平成 20 年度　対インドネシア国別案件形成・審査指針」（2008 年 9 月）では、特別開発課題「クールアース・パートナーシップ」が設定された。2009 年 9 月の国連気候変動首脳会合（気候変動サミット）で発表された「鳩山イニシアティブ」においては、途上国に対する先進国の資金・技術支援の必要性を謳っており、気候変動に対する緩和行動の推進および気候変動の悪影響に脆弱な途上国での適応能力の強化を示している。

特別開発課題「クールアース・パートナーシップ」の下に、「気候変動対策支援協力プログラム」が設定されており、本プロジェクトは同協力プログラム内に位置づけられている。当該プログラムでは、気候変動の包括的な緩和・適応策実施に向けた国家行動計画への支援、温暖化の進展に伴う災害の発生頻度の増加・深刻化への適応力の強化などを掲げている。

また、JICA は、「イ」国における気候変動対策について、包括的な政府開発援助（ODA）を実施しており、気候変動対策プログラム・ローンにてマクロ的な政策・制度への支援を、本プロジェクトにおいては（気候変動対策プログラム・ローン（CCPL）にも含まれる）、気候変動対策にかかる先方政策アクションへの具体的な支援と関連する、「イ」国政府機関の能力強化を試みるものである。

４．協力の枠組み

（1） 協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

【プロジェクト目標】

気候変動対策の政策立案およびその基盤となる情報整備にかかる、「イ」国政府の主要官庁および地方政府の能力が強化される

【指標】

1）MRV 可能な緩和行動（NAMA）および開発計画における適応策の主流化に関するガイドラインの中央及び地方行政による活用、2）脆弱性評価の実施および脆弱性マップの作成に必要なガイドラインの BMKG による活用、3）脆弱性評価および適応策を普及させるための順応性のある実施・管理体制の構築・運用、4）国家 GHG インベントリ（2008 年および 2010 年）の整備および公表、5）低次の Tier（算定方法の段階）から高次の Tier への改善[3]による国家

[3] 「算定方法の改善」として、排出・吸収量の算定（排出・吸収量＝活動量×排出係数）に使用する活動量と排出

GHG インベントリ内容の向上

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

【上位目標】

「イ」国において、気候変動の緩和策および適応策が推進される。

【指標】

1）2020 年までに BAU 比で 26％[4]の GHG 排出量の削減、2）適応の考え方を統合した地方政府の開発計画数の増加

（2） アウトプットと活動

① アウトプット 1（サブプロジェクト 1）：MRV 可能な国としての適切な緩和行動（NAMA）の策定および開発計画への適応策の主流化にかかる、「イ」国政府の主要官庁及び地方政府の能力が強化される。

【アウトプット 1 の指標】

1） MRV 可能な NAMA の選択肢への理解度 2)パイロット・(サブ) セクターにおける MRV 可能な NAMA の選択肢への理解度 3） パイロット･(サブ)セクターにおける MRV 手法の課題の整理 4) MRV 実施にかかる関係機関の体制整備および実施能力の向上 5)開発計画と気候変動適応策の関連性への理解度 6)開発計画策定における気候変動リスクのスクリーニング手法の活用

【活動】

1. パイロット・(サブ) セクターにおいて、MRV 可能な NAMA を策定するための能力強化
2. パイロット地域において、開発計画において適応の考え方を主流化するための能力強化

② アウトプット 2（サブプロジェクト 2）：「イ」国の関係機関及び地方関係者が協力して、脆弱性評価を実施できるようになる。

【アウトプット 2 の指標】

1） 脆弱性評価に関する基礎的研修枠組みの文書化 2)研修報告書の作成 3） 気候災害（exposure）マップの作成 4） パイロット･プロジェクト地域の脆弱性評価報告書と脆弱性マップの作成 5)国内向けワークショップおよび国際的ワークショップでの報告回数

【活動】

1. 脆弱性評価の基礎的能力の習得
2. 気候変動予測と検証に関する能力強化

係数の質を向上させる、算定方法について記述されている気候変動に関する政府間パネル（IPCC）ガイドラインにおいてより高度な算定方法として示されている算定方法の使用に切り替える、などが挙げられる。IPCC は、各国が人為的起源による GHG の排出・吸収量を算定するためのガイドラインとして、国家 GHG インベントリガイドライン（IPCC ガイドライン）を策定しており、同ガイドラインにおいて、国別の GHG 排出量算定に関して各国のデータの準備状況に応じて 3 段階(Tier 1, Tier 2, Tier 3)の方法を提案している。Tier 1 では IPCC ガイドラインにより提供される基本の排出係数（デフォルト値）や算定方法に従って GHG 排出量の算定を行う方法で、各国独自の実測データが十分にない場合でも適用が可能である。Tier 2 では各国における実測データに基づいた各国独自の排出係数を用いて排出量の算定を行う方法で、国により大きく異なる気象条件などを反映したより正確な算定ができる。Tier 3 はより複雑な方法 （地図情報システムやモデルなど）を用いて、より正確な排出量の算定を行う。

[4] 国際的な支援を受けた場合には、41%の削減を目指すとされている。

3.　適応能力の評価に関する関係機関の能力強化
4.　関係機関の連携を含めた、脆弱性評価の実施体制の構築

③ アウトプット 3（サブプロジェクト 3）：「イ」国政府の主要官庁および地方政府の協働により、国家 GHG インベントリが策定される。

【アウトプット 3 の指標】

1)　インベントリ編纂に関する手続きの文書化、2) 品質保証/品質管理（QA/QC）に関する手続きの文書化　3)　国家 GHG インベントリ策定に関する制度的取決めの文書化　4)手続に則った国家 GHG インベントリ報告書（NIR）の作成作業の実施　5) 国家 GHG インベントリに関する収集・算定データの適切な保管・維持　6)今まで未推計であった XX カテゴリの排出・吸収量の算定　7)XX カテゴリにおける排出係数および他の係数の改善

【活動】

1.　国家 GHG インベントリ策定のための国内体制構築
2.　国家 GHG インベントリに必要なデータの定期的かつ体系的な収集・編纂のための能力強化
3.　各分野（エネルギー、工業プロセス、農業、土地利用・土地利用変化および林業、ならびに廃棄物）における、GHG インベントリの正確性および信頼性向上

（3）　投入（インプット）

① 日本側（総額約 11 億円）

1) 長期専門家： チーフ・アドバイザー/気候変動、業務調整、脆弱性評価、国家 GHG インベントリ
2) 短期専門家：プロジェクトの効果的な実施のため、必要に応じて短期専門家を派遣する予定
3) 本邦/第三国における研修
4) 長期研修（気候変動政策、脆弱性評価等）
5) 現地国内研修
6) 機材供与
7) 現地活動費

② 「イ」国側

1) カウンターパートの人材配置

プロジェクト・ディレクター（BAPPENAS 環境課 課長）

サブ・プロジェクト・ディレクター（アウトプット 1：BAPPENAS 環境課 課長、アウトプット 2：BMKG 気候変動・大気センター所長、アウトプット 3：KLH 気候変動対策課 課長）

サブ・プロジェクト・マネージャー（アウトプット 1：BAPPENAS 環境課 課長代理、アウトプット 2：BMKG 気候変動・大気センター副所長、アウトプット 3：KLH 気候変動緩和室 室長）

カウンターパート（BAPPENAS 環境課、BMKG 気候変動・大気センター、KLH 気候変動

緩和室の担当職員など）

2) プロジェクト実施に必要な執務室および施設設備の提供

3) その他

(a) 運営・経常費用、(b) 電気、水道などの運用費、(c) その他、必要に応じて

（4） 外部要因（満たされるべき外部条件）

1) 前提条件

- 「イ」国政府の主要官庁および地方政府から、本プロジェクト活動に対する理解・協力が得られる。

2) アウトプット達成のための外部条件

- 本プロジェクトで育成されたカウンターパートが、各担当部署で業務を継続する。

3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- 国際的な議論において、気候変動対策の重要性が変わらない。
- MRV 可能な NAMA 策定・開発計画における適応策の主流化を目指した「イ」国政府の方針が変更されない。
- 「イ」国政府が、定期的に脆弱性評価を実施するとともに、国家 GHG インベントリを作成するために組織体制の整備および十分な予算を確保する。

4) 上位目標達成のための外部条件

- 「イ」国における気候変動緩和・適応策に関するプロジェクトおよびプログラムが、開発パートナーおよび「イ」国政府によって継続的に実施される。

5) 上位目標を継続するための外部条件

- 「イ」国の気候変動戦略が大幅に変更されない。

５．評価５項目による評価結果

以下の視点から評価した結果、協力の実施は適切であると判断される。

（1） 妥当性

本プロジェクトは、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- 上記 3 の「(2) 相手国政府の国家政策上の位置付け」で説明しているとおり、本プロジェクトが目指すべき方向性は、「イ」国政府による「国家中期開発計画 2010-2014」および「インドネシア国気候変動ロードマップ（ICCSR)」の内容と整合性があるといえる。
- 上記 3 の「(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け」で記述しているとおり、本プロジェクトが達成すべき目標および気候変動の緩和策および適応策への取組みは、「対インドネシア国別援助計画」の内容および JICA の方針と合致しているといえる。
- インドネシア気候変動対策国家開発計画（2008）によると、過去 10 年間の「イ」国の地上、大気および海水の温度は上昇傾向にある。降雨時期および季節の変化により降水量も変動している。多くの地域で乾季が長くなる一方で、雨季は短いがより降雨が激しく集中する傾向となっている。このような傾向は今後も続くと予測され、ジャワやスマトラでは雨季の開始が遅れ乾季の開始がより早くなった結果、農民の伝統的な農法が気候変動により影響を受ける結果となっている。また、長い国境を有し、多くの島を抱える「イ」国にとって、干ばつや洪水の影響に脆弱である海水面に近い沿岸部や島嶼地域の多いことが、その影響を深刻なものとしている。今後、経済成長に伴うエネルギー需要の増加により、二酸化炭素の排出量の一層の増加が懸念される。このような経緯から、「イ」国政府は、気候変動のための国家行動計画（2007 年）を策定し、自ら

気候の安定化に取り組む姿勢を示している。しかしながら、MRV 可能な NAMA、開発計画における適応策の主流化、またそうした政策・計画の基礎情報となる分野・地域の脆弱性評価および国家 GHG インベントリの整備を包括的に実施するには至っていないため、本プロジェクトを通じて、そのための能力強化を進めていくニーズは極めて高いと考えられる。

- 気候変動対策を策定するためには、基礎データの整備、国家計画・政策の策定、優先セクターにおける計画策定等の各過程において、多くの関係機関の協働が必要となる。本プロジェクトでは、各アウトプットの責任機関のみならず他の関連機関を巻き込む形で活動を実施することが想定されており、今後、気候変動対策を進めていくにあたり、関係機関が協働する体制をプロジェクト活動の中で形成していくことが想定されている。また、アウトプット 1～3 は後述のとおり、「イ」国の気候変動対策に必要な情報・アプローチの整備および計画策定を行うための関係機関の能力強化を目指すものであり、これらに総合的に取り組むことで、「イ」国の気候変動対策の策定能力全体の向上に資すると考えられ、協力対象は妥当である。

（2） 有効性

本プロジェクトは、以下の理由から高い有効性が見込まれる。

- プロジェクト目標の達成に必要不可欠なアウトプットとして、アウトプット 1～3 の 3 つが設定されている。政策策定に必要な基礎データの提供を行うコンポーネントである脆弱性評価マップの作成および GHG インベントリの整備を進め、それら基礎データの内容と整合性がある形で、アウトプット 1 において MRV 可能な国家緩和行動計画の検討および開発計画における適応の考え方の主流化が促進され、アウトプット 1～3 の相乗効果としてプロジェクト目標の「気候変動政策の策定に必要な情報およびアプローチの整備」に到達するようにデザインされている。したがって、アウトプット 1 から 3 を効果的に組み合わせることにより、協力期間終了時にプロジェクト目標が達成される見込みは高いと考えられる。

（3） 効率性

本プロジェクトは、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

- 効率的なプロジェクトの実施・運営という観点から、アウトプット 1-3 で示されている活動は相互に関連性が高く、一体的な実施により、活動の重複を避け効率的な実施が期待できる。
- 案件の一本化により、費用を抑えた効率的な実施が可能になると考えられる。特に、人材の投入に関しては、本プロジェクト全体の統括としてチーフ・アドバイザーおよび調整員に加えて、脆弱性評価および国家 GHG インベントリの各分野に長期専門家を派遣予定である。これに加えて、短期専門家を適切なタイミングで効率的に派遣することにより、個別に一案件ずつ実施する場合と比較して人材面での投入を必要最小限に抑えることが可能となる。
- 広報活動、各種調査や国家 GHG インベントリ作成に必要な人材に関しては、現地でローカル・リソースを積極的に活用する。投入の効率化を図る上でも、「イ」国内のリソースを有効に活用して、コスト面に配慮した効率的な人員配置を行う。

（4） インパクト

本プロジェクトの実施によるインパクトは、以下のように予測される。

- プロジェクト終了後、上位目標で掲げられている「イ」国での気候変動の緩和策および適応策を推進させるためには、本プロジェクトの対象分野・地域だけではなく、「イ」国内の他分野・地

域でも包括的にMRV可能なNAMAの策定および開発計画における適応策の主流化を実践する必要がある。そのためには、国家GHGインベントリや脆弱性マップなどの政策策定に必要な基礎データ・情報に基づいて、このような取り組みを実践するためのガイドラインを作成するとともに、ワークショップを通じて国内関係者と共有することによって、「イ」国内の各地域・分野でガイドラインを活用した取り組みを展開することが必要となる。よって、協力期間中から上位目標を達成するための方策および手順を検討し、その取り組みが推進されれば、プロジェクトが終了してから5年後には上位目標の指標で示される「2020年までにBAU比で26%のGHG排出量の削減」および「適応の考え方を統合した地方政府の開発戦略の数の増加」の達成に向けた大きな進展が見込まれる。

- 本プロジェクトの活動においては、「イ」国内向けに発信されるとともに、COP などの国際会議を通じて対外発信することを想定しており、気候変動問題や地球温暖化問題に対する「イ」国民の関心が徐々に増していくことが予測される。このような広報活動により、「イ」国民の気候変動対策（森林、泥炭地、廃棄物、エネルギーなどに関する政策）に対する理解が深まり、各政策への協力やコミットメントが得られることにより、同国における気候変動の緩和策および適応策のさらなる推進が期待される。
- 「JICA 気候変動対策支援プログラム」は複数のプロジェクトから構成されており、当該プロジェクトもその一つである。外部条件でも記載されているように、開発パートナーおよび「イ」国政府によって実施される関連事業が円滑に遂行されれば、上位目標の達成に大きな期待が持てる。

（5） 自立発展性

本プロジェクトの自立発展性は、以下のとおり期待される。

- BAPPENASによれば、「イ」国政府は、各地方での気候変動緩和策を推進させるために、2011年に森林分野で約1,000万米ドルの特別割当資金（special allocation fund）を配賦する計画であり、当初は主に植林から開始するとのことであった。また、UNDP（気候変動環境ユニット担当者）によれば、GHGインベントリを含む第三次国別報告書（National Communication：NC）の作成に必要な資金として、UNDPは地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）から5億円程度の資金を確保することになっており、その用途は環境省の裁量に委ねられているとのことであった。上述のとおり、「イ」国の気候変動対策は、緊急を要する課題となっており、「イ」国政府および各開発パートナーからの気候変動対策にかかる活動資金は、今後も継続される可能性が高いため、プロジェクト終了後も気候変動の緩和策および適応策が継続的に推進されることが期待される。
- 環境省は新たな組織体制として国家 GHG インベントリ・システム（National GHG Inventory System：SIGN）を整備する計画であり、その旨記載した大統領令の草案を作成中である。現在、気候変動対策課のもと、気候変動緩和室（本プロジェクトのカウンターパート部署）および気候変動適応室が配置されている。新たな計画として、両室の階層を一つ上げ、現在の気候変動対策課を二つの課に分け、気候変動緩和課および気候変動適応課を新設することになっている。よっ

て、気候変動緩和課の業務の充実を図る必要があるため、同課の増員計画を進めることが検討されている[5]。現在の計画では、同課の中に GHG インベントリ・ユニットを立ち上げるとともに、環境省の外部に国内専門家グループを GHG インベントリ策定のためのアドバイザーとして配置する予定である。また、BMKG は、2009 年 7 月に、脆弱性評価を含む適応策の中心的な役割を担うことを目指して、気候変動・大気環境センター（Center for Climate Change and Air Quality）を設立[6]し、2009 年度から気候変動対策事業に国家予算を配賦している。このように、気候変動対策に係る実施機関の本プロジェクトに対するオーナーシップは極めて高いといえる。

- 本プロジェクトでは、協力期間中に開催される気候変動枠組条約締約国会議（COP）などを通じて、プロジェクト活動の経過報告および成果品（NAMA 関連マトリックス、脆弱性マップ、GHG インベントリなど）を対外発信する計画であり、プロジェクト関係者のインセンティブに大きな影響を与えることが考えられる。これは、毎年開催される COP での発表を通じて、国際社会から高い評価を受けられるように、日常のプロジェクト活動や成果品の質を高めるための努力が継続的に行われることが期待できるためである。プロジェクト終了後も対外発信を積極的に進めることにより、協力期間中の活動が継続されるとともに、質の高い成果品が作成されることが期待できる。
- GHG インベントリの策定に関しては、(i) データ収集、(ii) データベースの作成、(iii) インベントリの編纂、(iv) QA/QC 活動の実施、(v) NIR の作成というプロセスに沿って進められることになっており、協力期間中に同プロセスを 2 回実施する計画である。これは、プロジェクト終了後の継続性を踏まえて、繰り返し行うことにより、技術面での向上が見込まれるとともに、協力期間終了後も GHG インベントリ策定にかかる一連の活動の定着化が期待できる。

６．貧困・ジェンダー・環境等への配慮

本プロジェクトは、気候変動政策の策定に必要な情報およびアプローチが整備されることを目指した協力であり、プロジェクト活動による貧困、ジェンダー、環境などへの負の影響は想定されない。

７．過去の類似案件からの教訓の活用

類似案件の有無：有

本案件は、複数の「イ」国政府機関および関係機関を対象として、気候変動対策の策定に必要な情報整備や評価を総合的に実施する能力の向上を目指すものであり、同様の規模の類似案件は存在しない。但し、部分的に経験および教訓を参考にできるものとして、以下が想定される。

- アウトプット2[7]の脆弱性評価に関して、気候変動予測に関する協力である「アルゼンチン国 気候変動適応能力強化プロジェクト」、「メキシコ国 ユカタン半島における気候変動適応策策定支援プロジェクト」、「アジア地域別研修：気候変動への適応にかかる能力強化」の内容・成果を参考にする。
- 2010年度開始予定のベトナム国「国家温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクト」

[5] 気候変動緩和室によれば、新体制では気候変動緩和課の下に 4 つの室（緩和開発室、GHG インベントリ室、オゾン層劣化対策室、森林火災対策室）を増設し、同課の増員を図る計画であるとのことであった。
[6] 同センターには、44 名の職員が配属されている。
[7] ただし、国内リソースの制約があることに留意し、実施時期や規模については、関係機関との事前の調整が必要である。

で得られる知見や経験を、本プロジェクトのアウトプット3において活用する。 ・　「イ」国で実施中の案件、特にCCPLの政策対話における経験や成果品（目標や指標が示されている政策マトリックスなど）を活用しながら、本プロジェクトの実施を進めていく。 ・　「温室効果ガス削減効果定量化に係るプロジェクト研究」（平成21年3月）において、削減行動の内容に応じた定量化のあり方が検討されていることから、本案件でNAMAの策定に関する協力を進める上で参考とする。
８．今後の評価計画 2013 年 2 月頃　　中間レビュー調査団派遣予定 2015 年 2 月頃　　終了時評価調査団派遣予定 2020 年　　事後評価調査実施予定（協力終了 5 年後）